

## 指定管理者評価シート

### 一 管理運営の状況

1	施設名	仙台市北部急患診療所
2	指定管理者	公益財団法人仙台市救急医療事業団
3	指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
4	施設の利用状況	<p>《利用者数》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度 15,855人 (前年度比101.9%)</li> <li>・平成29年度 15,565人 (前年度比 95.6%)</li> <li>・平成28年度 16,281人 (前年度比100.3%)</li> </ul> <p>《事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部急患診療所の管理運営</li> </ul>
5	収支の状況	<p>《費用》</p> <p style="text-align: right;">( )は前年度決算額</p> <p>※同一の指定管理者が3施設(急患センター、北部急患診療所、夜間休日こども急病診療所)を管理運営しているため、合算の費用・収入を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者に支払った費用 229,039千円 (236,708千円)</li> <li>・その他市が負担した費用 25,233千円 (12,593千円)</li> <li style="padding-left: 20px;">内訳：急患センター 25,136千円</li> <li style="padding-left: 40px;">北部急患診療所 97千円</li> <li style="padding-left: 40px;">夜間休日こども急病診療所 0千円</li> </ul> <p>※指定管理者に支払った費用に使用料収入を足した額が事業費</p> <p>《収入》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料収入 783,497千円 (795,731千円)</li> <li style="padding-left: 20px;">内訳：急患センター 283,999千円</li> <li style="padding-left: 40px;">北部急患診療所 192,048千円</li> <li style="padding-left: 40px;">夜間休日こども急病診療所 307,450千円</li> </ul>
6	利用者の声	<p>《実施状況》</p> <p>年間を通じて設置している投書箱の様式と、これまで期間を区切って実施していた利用者アンケートの様式を統合し、通年で利用者の声を聴取することとした。</p>

### 二 管理運営に係る評価

(モニタリングシートの結果によって評価)

評価分野		所見	評価
I	総則	本市における急病患者の迅速な受療を援助するため、初期救急医療を提供し、併せて医療知識の普及を図り、地域住民の医療水準の向上と健康の維持増進に寄与するという施設の目的に沿った適切な運営が行われている。	21/21
II	施設の運営管理体制	個人情報に係る研修に参加した職員が、伝達研修等により全職員に周知徹底を図っており、ローテーション勤務となる組織の体制上で、可能な限りの対応が見られる。職員の勤務体制や指定管理料の管理、事故防止対策に関しては、マニュアルの作成や帳票管理により必要な措置が講じられている。	29/29
III	施設・設備の維持管理	医療機器をはじめ建物・設備等の適切な保守点検・修繕及び清掃業務等の適切な実施により、利用者である初期救急患者への医療サービスの提供における安全の確保と快適な診療環境の整備が図られている。	24/24
IV	サービスの質の向上	苦情や要望については、個人が特定されない形で、原則、公表することが求められる。なお、年間を通じて設置している投書箱の様式と、これまで期間を区切って実施していた利用者アンケートの様式を統合し、通年で利用者の声を聴取することとした。また、スタッフの接遇に関する研修体制を整えるとともに、指定管理者の表示を正しくするよう指導したところである。	21/28
V	施設固有の基準	指定管理に関する協定書や仕様書のとおり救急医療体制整備のための業務が遂行されている。	2/2

### 三 その他特に評価すべき優れた取組み

(指定管理者の優れた取組みを評価する 加点要素)

評価すべき取組み		取組み状況
1		
2		
3		
加点評価		—

### 四 評価総括

《指定管理者（（公財）仙台市救急医療事業団）による自己評価》
<p>365日休診することなく診療所の運営を執り行っている。当該施設は、週末には内科・小児科・外科の診療を行う、小児から大人まで幅広く受診できる診療所であるので、その役割を認識し、診療の継続に努める。</p> <p>また、医師、看護師だけではなく、多くの職種が診療所運営には必要となり、各関係機関との連携を強化し、診療体制の維持に努める。今後は、人材育成についての方向性を定めるとともに、研修等を通して職員一人一人の資質の向上に努める。</p>

《施設設置者（仙台市）による評価》	総合評価
<p>本診療所は、休日・夜間における初期救急の拠点施設として、年間365日の診療体制を市民へ提供しており、本市の初期救急医療体制の中心的役割を果たしていると評価できる。また、仙台市救急医療事業団は、全国的に医師、看護師等が不足する状況下において、仙台市医師会や東北大学病院の協力、更に仙台市救急医療事業団の専任医師の活用などにより、医師等医療スタッフの確保を図り、安定的な診療体制を構築していることについては、指定管理者として高く評価できる。また、患者からの要望が多かった経口補水液の自動販売機設置に尽力するなど、適切な施設管理に努めている。</p> <p>勤務形態から、未実施となっている研修等についても、伝達研修を行うなど、改善が見られたので、引き続き安心安全な医療の提供に取り組まれない。また、より良いサービスの提供が出来るよう、今後も接遇研修の充実やハラスメント対策等へ取り組まれない。</p>	A

◎ 評価担当課（施設所管課）：健康福祉局保健衛生部健康政策課